

令和8年4月1日

## 吸収分割に関する事後開示事項

吸収分割会社 東京都港区赤坂四丁目9番25号  
株式会社イクヨ  
代表取締役 孫 峰

吸収分割承継会社 神奈川県厚木市上依知3019番地  
イクヨオートモーティブ株式会社  
代表取締役 孫 峰

株式会社イクヨ及びイクヨオートモーティブ株式会社は、令和8年11月26日付で締結しました吸収分割契約に基づき、令和8年4月1日付で吸収分割を実施しましたので、会社法施行規則189条の規定により、下記事項を開示いたします。

1. 吸収分割の効力を生じた日  
令和8年4月1日
2. 吸収分割会社における法的手続の経過
  - ①会社法第784条の2の規定による手続の経過  
該当する事項はありません。
  - ②会社法第785条の規定による手続の経過  
吸収分割会社は、会社法第785条の規定に基づき、株主に対し通知公告をいたしましたが、反対株主による株式買取請求はありませんでした。
  - ③会社法第787条の規定による手続の経過  
該当する事項はありません。
  - ④会社法第789条の規定による手続の経過  
吸収分割会社は承継させる債務につき重畳的債務引受けをするため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における法的手続の経過
  - ①会社法第796条の2の規定による手続の経過  
本件吸収分割は会社法第796条第1項本文に基づく略式吸収分割であるため、該当する事項はありません。
  - ②会社法第797条の規定による手続の経過  
本件吸収分割は会社法第796条第1項本文に基づく略式吸収分割であるため、該当する事項はありません。
  - ③会社法第799条の規定による手続の経過  
吸収分割承継会社は、会社法第799条の規定に基づき、令和8年2月25日付けで、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間にこれを申し出るよう、官報による公告を行いました。なお、本件吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社は設立直後であるため、知れている債権者に向けた各別の催告をする必要はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、令和8年4月1日をもって、吸収分割会社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く吸収分割会社が営む一切の事業に関する権利義務、契約上の地位等を承継しました。

5. 本件吸収分割にかかる変更の登記をした日

令和8年4月1日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上